

## 工事仕様書

- 1 . 工事に関する費用は、全額申請人（施工者）の負担とする。
- 1 . 工事に当たり、法令を順守するとともに、愛知県工事標準仕様書保安設備設置基準による標識を完備し、交通や利用に支障のないようにする。
- 1 . 工事中に既設工作物を破損した時は、早急に復旧し管理者の指示を仰ぐ。
- 1 . 工事着手前に基準点および境界杭（鋳）等を確認しその管理者と協議をする。  
  
万一、亡失および破損した場合は管理者に連絡し指示を仰ぐ。
- 1 . 工事の着手・竣工に当たっては、地域住民の理解を仰ぎ、管理者に連絡し指示を仰ぐ。
- 1 . 工事期間中に生じた一切の事故に対する責任は、申請者（施工者）の負うものとし、適切な処置をする。
- 1 . 排水に支障のないように留意して施工する。
- 1 . この仕様書にない事項については、管理者の指示に従い、関係法に準拠して施工する。